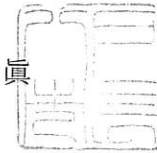


産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号
 八戸通運株式会社
 代表取締役 高林 秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 小林 眞



許可の年月日 平成30年4月26日

許可の有効年月日 平成31年2月14日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ばいじんに限り、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（燃え殻 汚泥に限る。）であるものを含む。）

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鉋さい がれき類 ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森県八戸市築港街第一ふ頭1番15	燃え殻 ばいじん	3,764㎡	8.058 t	—
青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地27番1	燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（燃え殻 汚泥に限る。）であるものを含む。）	21.11㎡	7.87 t	—

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年2月12日 更新許可
 平成11年2月15日 更新許可
 平成11年7月8日 変更許可
 平成13年7月31日 変更許可
 平成15年5月28日 書換え
 平成15年8月4日 書換え
 平成16年2月15日 更新許可
 平成18年5月8日 変更許可
 平成21年2月27日 更新許可
 平成21年7月14日 書換え
 平成23年12月2日 変更許可
 平成25年7月10日 変更許可

（裏面に続く）

(裏面)

平成 26 年 3 月 3 日 更新許可
平成 26 年 7 月 15 日 変更許可
平成 29 年 7 月 14 日 代表者を田中信明から高林秀典に書換え
平成 29 年 11 月 20 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令
(平成27年政令第376号)が平成29年10月1日から施行されたことに伴
い、取り扱う産業廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀
含有ばいじん等を取り扱う旨明示し、書換え
平成 30 年 4 月 26 日 事業範囲の変更許可により、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種
類に「水銀含有ばいじん等(燃え殻 汚泥に限る。)」を追加し、積
替え又は保管を行うすべての場所のうち青森県八戸市大字長苗代字下
亀子谷地27番1において積替え保管を行う産業廃棄物の種類に「燃え
殻」及び「水銀含有ばいじん等(燃え殻 汚泥に限る。)」を追加

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)